ホーム上における音響案内装置の不適切な設置について

弊社では、目の不自由なお客さまを誘導する設備として、音響案内装置を設置していますが、出口に通じる階段の位置をご案内するホーム上の装置について、不適切な向きに設置している駅があることが判明しました。

該当する装置については使用を停止のうえ、順次、適切な状態に是正してまいります。ご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1 概要

出口に通じる階段の位置をご案内するホーム上の音響案内装置については、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」にて、主要な移動経路に向けて音響を流し、ホーム長軸方向(線路と平行方向)への狭指向性に十分配慮することとされています。

このたび、装置の設置状況を確認したところ、59駅において、ホーム短軸方向(線路と直角方向)に音響が流れる向きに設置している装置があることが判明しました。

(付記)

- ・今回調査を行った「音響案内装置」は、目の不自由なお客さまに、ホームから出口に通じる階段の位置をご案内するためのものです。ホーム上の階段始端部の上部に設置し、鳥の鳴き声を模した音響等を発しています。
- ・省令(移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令)においては、「<u>視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けなければならない</u>」と規定されています。
- ・「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」においては、「音声・音響案内を提供する場合、スピーカーを主要な移動経路に向けて流す」こと、「音響案内を行うスピーカーの設置にあたっては、空間特性・周辺騒音に応じて、設置位置、音質、音量、ホーム長軸方向への狭指向性等を十分に配慮し設置する」ことが規定されています。

2 原因

ガイドラインにおける様々な留意事項(設置位置、音質、音量等)を踏まえ設置を 進めてきたところですが、設備上の制約の範囲内でお客さま動線を考慮しながら設置 する等、ガイドラインの趣旨に則った向きに関する配慮が不足していたためです。

3 対策

- 〇不適切な向きに設置している装置については、判明後、速やかに使用を停止して おり、適切な環境が整った装置から、順次使用を再開しております。なお、不適 切な設置が判明したいずれの駅においても、視覚障害者誘導用ブロックは敷設済 みです。
- ○新たに装置を設置する際には、ガイドラインに規定されている向きを遵守するよう施工時の確認を徹底してまいります。
- ※上記の他に調整が必要な装置についても一時的に使用を停止しており、あわせてガイドラインに沿って適切に対応してまいります。

(不適切な向きに設置している例:東京駅)



(不適切な向きに装置を設置していた駅 都県別)

青森県: 浪岡、宮城県: くりこま高原・下馬・白石蔵王・仙台・古川・陸前落合・ 涌谷、秋田県: 秋田・追分・大館・大曲・象潟・能代・東能代、山形県: 芦沢・ 羽前長崎・羽前中山・大石田・かみのやま温泉・天童南・舟形・山形・米沢、 福島県: 植田・郡山・新白河・新地・福島、<u>茨城県</u>: 日立、<u>埼玉県</u>: 籠原・北朝霞・ 深谷・武蔵高萩、<u>千葉県</u>: 小林・布佐、<u>東京都</u>: 上野・神田・北千住・渋谷・新橋・ 立川・田町・東京・西国分寺・東中神・谷保・代々木、<u>神奈川県</u>: 海老名・大磯・ 小机・尻手・社家・登戸・東戸塚・武蔵溝ノロ・矢向・洋光台、<u>山梨県</u>: 酒折